

住まい改修支援助成

区民が、自ら所有し実際に住んでいる
個人住宅の改修工事を実施した場合、費用の一部を助成します。

助成金額

助成対象改修工事が**10**万円以上（税抜）の改修工事を行う場合

工事費用の**20**%（上限**10**万円）を助成します。

（予算総額2,000万円 予定件数200件）

申請期間

2019 年 **6** 月 **3** 日（月）から（**工事完了後申請**）

受付状況によって終了時期を決めていますので、受付状況などは、ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

対象工事及び要件

1. 平成31年**4**月**1**日以降、改修工事に着手する場合があります。
2. **区内の中小事業者**を利用した場合に限ります。（P4参照）
3. 助成対象工事は、「**住まい改修支援助成事業対象工事一覧**」（P3）を参照してください。
4. 改修工事を実施した区内中小事業者に、10万円以上（税抜）を直接支払ったものとします。
5. 今までに、一度もこの助成を受けていないこと。

助成対象とならない工事

1. 他制度による助成を受けている工事
2. 改修工事によって、新たな法令違反が生じる工事
3. 区内中小事業者以外の方が実施した工事
4. 助成対象者が居住していない建物（店舗、共同住宅、工場等）の工事

申請者の資格

1. 今までに、一度もこの助成を受けていないこと。
（居住あんしん修繕事業も含む）
2. 改修工事着手以前に、区内の住民登録地に工事対象住宅を所有及び居住していること。
3. 改修工事対象住宅に、居住する全員が区市町村民税（住民税）を滞納していないこと。
4. 改修工事対象住宅の所有者であること、共有名義の場合は名義人全員の同意を得ていること。

手続きの流れ



- ・ 申請は、2019年6月3日（月）からです。
- ・ 受付状況によって終了時期を決めています、受付状況などは、ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。
- ・ 工事完了後、必要書類（P2参照）を提出してください。

- ・ 申請書類がすべて整ったことを確認し受付を行います。
- ・ 受付した書類等の審査を行います。
- ・ 必要に応じて、北区職員が現場確認を行う場合があります。

- ・ 受付・審査後、約2～3週間で審査結果を郵送します。

- ・ 結果通知後、約3～4週間で指定口座に振り込みます。

申請書類

申請前に確認してください。

《申請者が作成、用意してください》

①	☐	助成申請書（その他助成制度の承諾書含む ※1）	・ <u>記入例を参照ください</u> <u>(P6～P8)</u> ・ 指定様式（消せるボールペン不可） （パンフレットに挟み込んであります） ・ ゴム印、プリント及び修正液不可
②	☐	資格確認同意欄・委任欄 ※2	
③	☐	助成金請求書	
④	☐	支払金口座振替依頼書	
⑤	☐	印 鑑（ゴム印不可、 <u>申請者印が必要な書類はすべて同一の印鑑</u> ）	
⑥	☐	領収証の写し	改修工事を実施した区内中小事業者代表者名・代表者印があり、10万円以上（税抜き）直接支払ったもの。
⑦	☐	住民票の写し	※申請書の「資格確認同意欄」に署名されている場合は不要です。
⑧	☐	平成30年度 住民税納税証明書 または非課税証明書	※平成30年1月1日現在北区に住民登録があり、申請書の「資格確認同意欄」に署名されている場合は不要です。
⑨	☐	右記のうち どれか1通 （ <u>申請者の氏名の記載があるもの</u> ） ※ イ、ウは有料です	ア「平成31年度(2019年)固定資産税等納税通知書と課税明細書」の写し（北都税事務所から6月頃送付） <u>※見本P4参照</u> イ土地・家屋名寄帳（北都税事務所が発行） ※共有名義の場合は、「共有者氏名表」も必要です。 ウ建物の登記事項証明書（東京法務局北出張所が発行） （不動産登記情報提供サービスは不可）

※1 他の助成制度との併用はできないため、「承諾書」を提出していただきます。

※2 申請者（実際に居住している「建物所有者」）が、住宅課窓口申請に来られない場合は、委任欄の記載が必要となります。

ご注意：官公庁発行のものの有効期限は、発行から6カ月以内のものとしします。

《施工業者が作成、用意してください》

⑩	☐	工事証明書	・記入例を参照ください(P8~P10) ・指定様式（パンフレットに挟み込んであります） ・発注者は申請者になります。
⑪	☐	工事内訳書	
⑫	☐	工事箇所の写真台帳	・改修箇所ごとに、工事前と工事後の日付入りのもの。 ・工事内訳書との整合性を取ってください。 ※以下の工事（工事後確認が難しい場合）は、工事中的写真も必要となります。断熱材、外装（屋根、外壁）、内装、床面等

上記、①～④⑩⑪の書類 指定様式 については、**必ず北区の指定様式で提出してください。**
 北区役所のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/> 検索から「住まい改修」)

別表 1 住まい改修支援事業助成対象工事一覧（例示）

住まい改修支援事業の助成対象となる工事は、住宅の長寿命化、区民の定住化につながるもので、以下に規定する工事となります。

※ 下記例示以外の様々な工事については、住宅課にお問い合わせください。

※ 1～8の工事の中で、他の助成制度を受けているものは除きます。

1. 「基礎」部分的な土台又は基礎の工事。 【例】破損個所の改修、他 【除外】建物全体の建て替え、物置・車庫等非居住部分の基礎の改修、シロアリ駆除等
2. 「内外装等」で、現存部分の改修に限る。 【例】屋根の葺き替え（部分）、雨漏りの修理、外壁の塗り替え、内装の改修、畳敷きのフローリング化、押入れのクローゼット化、他 【除外】畳、襖の取り換えのみ、塀、門扉、駐車スペースの改修等、住宅本体部分に関係ないもの。
3. 「設備」建築物に設ける電気、ガス又は給排水管の工事。 【例】照明設備の改修（ＬＥＤに交換等）、給排水管の水漏れ修理、電気コンセントの増設、ガスコンセントの増設他 【除外】給湯器・エアコンのみの新規設置及び既存設備の交換、住宅本体部分に関係のない庭の散水栓・常夜灯などの改修。
4. 「付属物」ベランダ又は物干し場等の工事で、現存部分の改修に限る。 【例】老朽化したベランダの取り替え、外階段の改修他 【除外】看板等商業目的のものの改修。アンテナ設備の改修
5. 「水まわり」台所、浴室、便所等の工事で、現存部分の改修に限る。 【例】システムキッチンの交換、浴室の改修（ユニットバスの交換含む）、洗面化粧台の交換、温水洗浄便座の設置、便所を和式から洋式へ変更。 【除外】器具設置のみの工事で、電気、ガス、給排水管の工事を伴わないもの。
6. 「バリアフリー化」を目的とした工事で、現存部分の改修。 【例】段差解消（玄関、居室、便所等）、廊下、階段への手すり、フットライトの設置、扉、建具等の取り換え（戸口幅の拡張）、エレベーター、階段昇降機の設置、部屋の間仕切りの変更。
7. 防水、防風、防火、耐火の工事及び防犯システムの工事。 【例】屋上の防水加工、外壁を防火サイディングに取り替え、防犯ガラス・扉の設置、警報装置の設置、家具転倒防止器具の設置、他 【除外】火災警報器の設置など義務化されているもの。
8. その他区長が特に必要と認める工事。 【例】店舗併用住宅における厨房等バックヤードの給排水設備の改修（自家使用と兼用している場合のみ対象。新規開業時の改修は除く） 【除外】店舗併用住宅における外看板・ネオンサイン等の改修、アパート併用住宅における入居者退去時の現状回復改修

提出時のご注意

- 1 【固定資産税等納税通知書と課税明細書】は、下記のようにコピーし提出してください。
※北都税事務所から今年の6月頃送付される書類です。

見 本

(2019年)

平成31年度
固定資産税 納税通知書
(土地・家屋)

納税通知書発行年月日
●● 年 6月 1日

納税者氏名(名称)
北都 太郎(共有者あり)

住所
114-8508
北区王子本町1-15-22

納税通知書(名称)を記載し、
共有者氏名(名称)を記載してい
ます(2名共有のみ)

【共有者氏名(名称)】
北都 花子

納税通知書番号 CD
12345678 9

4-17-021470A<01>002345805-7 郵便区内特別

※個人情報保護のため、口座番号の一部を表示していません。

【評価・課税等に関するお問合せ先】 右記お問合せ先の都税事務所 固定資産税課・固定資産評価課
【口座振替に関するお問合せ先】 主税局徴収課納税推進課

1. 本税の納付は、お申し出により口座振替(自動払込)の選択となっています。
2. 振替日は以下のとおりです。振替日当日までに振替依頼をご利用ください。
【振替日と振替】の振替方法を選択している方は、各納税の納税期日の(振替日記載の振替日)
【1年分まとめて振替】の振替方法を選択している方は、第1期の納税期日の
3. 振替のご確認は、通帳等でお願いたします。なお、振替済の内容を確認する書面が必要な方は、納税課まで
へご連絡ください(ただし、選出申請書のお読みの方は必要ありません)。
4. 振替口座で振替できない場合は、振替、送付される振替金振込の納付書により、金融機関等の窓口、コン
ビニエンスストア、ペイジー又はクレジットカードで納付してください(この場合、振込金が発生することが
あります)。

※本税の納付は、お申し出により口座振替の選択いた
なっています。
※この納税通知書では、金融機関等の窓口、コンビニ
エンスストア、ペイジー又はクレジットカードでの
納付はできませんのでご注意ください。

※固定資産税等納税通知書に申請者氏名の記載のない場合は、登記事項証明書が必要になります。

②課税明細書

平成31年度固定資産税・都市計画税課税明細書

固定資産(土地・家屋)の明細をお知らせします。記載内容については、同封のチラシをご覧ください。

土地の所在	登記地目	登記地番	面積	固定資産税標準額	都市計画税標準額	小規模増徴率	減額率(%)	固定資産税標準額	都市計画税標準額	小規模増徴率	減額率(%)	課税額(都・市)	減額率(都・市)	課税額(国・都)	減額率(国・都)	課税額(国・都・市)	減額率(国・都・市)	備考
王子本町1丁目15番22	宅地	99-99	99.99	93,000,000	93,000,000	99.99	100	93,000,000	93,000,000	99.99	100	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	
	宅地	99-99	99.99	93,000,000	93,000,000	99.99	100	93,000,000	93,000,000	99.99	100	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	93,000,000	

※本税の納付は、お申し出により口座振替の選択いた
なっています。
※この納税通知書では、金融機関等の窓口、コンビニ
エンスストア、ペイジー又はクレジットカードでの
納付はできませんのでご注意ください。

※課税明細書の課税標準額及び税額は増徴処理をしていますので、この明細書の合計と一致しない場合があります。
※課税明細書の「固定資産」として示されている場合は、マンション等の敷地が分割課税されている資産であることを表し、区分別課税に
この場合の課税額は、マンション等の敷地・専有部、または区分別課税の敷地・専有部をそれぞれ表示しています。

2 申請者について

申請時に、相続等の登記がされておらず、申請者と建物所有者、居住者が一致しない事例が多数ありました。一致しない場合は助成対象となりませんので、工事着工前に必ず相続の登記を行ってください。

3 区内中小事業者とは

中小企業基本法第2条に規定する事業を営む者で、下記事業者が該当します。

- ①区内に主たる事業所を有する会社の当該事業所
- ②会社の支店又は営業所(区内に存するものに限る。)
- ③区内に事業所を有する個人事業者

製造業：資本金3億円以下並びに従業員300人以下の企業

サービス業：資本金5,000万円以下並びに従業員100人以下の企業

※対象事業者かどうか確認が必要な場合は、住宅課へお問い合わせください。

4 建築基準法上の届出について

- ① 工事内容によっては、工事着工前に、建築基準法上の届出が必要となりますので、建築課構造設備係にお問い合わせください。(家庭用エレベーター、階段昇降機等の設置など)
- ② 増改築工事で、建ぺい率や容積率の変更がある場合は、工事着工前に建築課建築指導係に相談及び必要な届出をしてください。

よくある質問

Q1 申請するとき特に注意することはありますか？

工事内訳書にあった、工事前後の日付入りの写真が必ず必要となります。写真がない場合は、助成対象となりません。 また、「床の基礎」など工事完了後に「埋設」されてしまい、写真で確認ができないものは、「工事前、工事途中、工事後」の3枚の写真が必要です。

Q2 他の助成を受けている場合でも、対象となるのですか？

対象となりません。 介護予防住宅改造や高齢者住宅改造、身体障害者住宅設備改造費の助成、新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成、木造住宅耐震化促進事業等、**他の助成と併用はできません。**

Q3 店舗、アパート等を改修工事する場合、対象となりますか？

対象となりません。 区民が住民登録地に自分で所有し、実際に居住している住宅を改修工事する場合のみ対象としています。

Q4 マンションも助成対象となりますか？

分譲マンションで**ご自身が区分所有している専有部分については、実際に居住している場合**、助成の対象となります。なお、共用部の改修は助成対象となりません。

Q5 地震等の災害により家屋が被災し復旧工事を行った場合、対象となりますか？

緊急に工事を実施する必要性から「区内中小事業者限定」について除外規定がありますので、ご相談ください。（別途添付資料が必要となります）

Q6 複数の業者で工事を実施した場合、それぞれの工事が助成対象となりますか？

対象となりません。一住宅について1回限り一業者が実施した場合のみ対象です。 1回の工事で「和室を洋室に改修」「屋根の雨漏りの改修」を実施し、別々の業者が工事を行った場合は、どちらか一方の工事が対象です。ただし、代表業者1社がまとめて申請する場合、対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

Q7 申請書は郵送できますか？

郵送等の方法では受付できません。 P2の書類を揃えて窓口にご持参ください。申請に必要なすべての書類が整ったことを確認後、受付を行いますので、不備等で受付できない書類はお預かりできませんのでご了承ください。

住めば北区 東京

記入例

※必ずお読みください。

① 助成申請書

第1号様式（第7条関係）

受付完了時に記入していただきます。

年 月 日

北区住まい改修支援事業助成申請書

実際に居住している「建物所有者」が申請者です。申請者印はすべての書類同一の印で押印してください。

日中、ご連絡できる電話番号を記入してください。

フリガナ	カタケ タロウ	電話番号	3908-9201
氏名	北区 太郎 (街)		
住所	〒114-8508 北区王子本町1-15-22		

捺印も押印も押印してください。

私は、北区住まい改修支援事業による助成を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

☒ 申請者が建物所有（共有名義含む）しており、現に居住している。

必ず黒色のボールペンで記入して下さい。（消せるボールペン不可）

申請者が分譲マンションを区分所有（共有名義含む）しており、現に居住している。

今回の改修工事に関し、管理規約、分譲マンションの場合、図

トラブルが発生した場合は、当事者署名、押印してください。図

与しないことを了解します。

氏名 北区 太郎 (北)

工事を行った者の所有者情報 (該当する口に「✓」を入れ、署名、捺印して下さい)

工事対象住宅 ☒ 専用住宅 ☐ 併用住宅等 (店舗付住宅等)

工事内容等 別添「北区住まい改修支援事業工事証明書」のとおり

工事金額 〇〇〇, 〇〇〇円 (内消費税額 〇, 〇〇〇円)

※下記には記入しないでください。

区確認欄	☐ 今までに、この助成を受けていない。 他の助成申請の有無 ☐ なし ☐ あり (工事内容 (工事金額 (円))
------	--

① 承諾書

承諾書

わたしは、住まい改修支援事業を利用する際には、補助対象工事に

ついて、他の助成制度を重複して利用できないことを承知しています。

もし、他の助成制度の申請及び受給をした場合は、北区より受けた

助成金をすみやかに返還することを承諾いたします。

〇 年 〇 月 〇 日

申請者 住所 北区王子本町1-15-22

氏名 北区 太郎

③ 助成金請求書

※証明書(住民票の写し・納税証明書)を提出された方は、記入不要です。

氏名 北区 太郎

田
十
百
千
万
十

任意ではありますが、
捨印も押印してください。

—7—

④ 支払金口座振替依頼書

支払金口座振替依頼書

助成金の振込先になりますので
口座番号等を間違いないよう
記載してください。

振込先金融機関		銀行		信用金庫		王子本町支店	
北区つつじ		信用組合		協			
		農		労働金庫			
		その他					
振込	預金種目 (○で囲む)	当座	普通	貯蓄	その他		
口座番号 (右詰め)	1	1	1	1	1	1	1
フリガナ	キタク タロウ						
氏名	北区 太郎						

振込口座は申請者の
口座になります。

東京都北区から私に支払われる 北区住まい改修支援事業助成金は、上記の口座に

口座振替の
記入しないでください。

年 月 日

東京都北区長 殿

住 所 北区王子本町1-15-22

氏 名 北区 太郎

注意事項

- 申請者の口座番号、氏名を記入してください。
- 印鑑は申請書と同じものを押印してください。
- ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合、全銀システムの振り込みに対応する「店（三桁の漢数字 例：〇ー八）」「口座番号（7桁の英数字）」を記載。
- インターネットバンク等へは振り込みできません。

担当課 住宅

捺印
任意でも押して
印しなくても
捺印して
任意でも押して
捺印して

⑩ 工事証明書

(第7条関係)

〇 年 〇 月 〇 日

北区住まい改修支援事業工事証明書

東京都北区長 殿

「北区住まい改修支援事業」の仕様に適合した工事を行ったことを証明いたします。

事業者 △△△△△工務店
所在地 北区赤羽〇-〇-〇
代表者 〇〇 〇〇 代表者印
電話番号 3 9 0 2 - 〇 〇 〇 〇 担当者 〇〇

捺印
任意でも押して
印しなくても
捺印して

工事対象 〒114-8508 北区 王子本町1-15-22	住宅住所
発注者 氏 名	北区 太郎
工事期間	〇 年 〇 月 〇 日 から 〇 年 〇 月 〇 日まで
工事金額	〇〇〇, 〇〇〇 円 (内消費税額 〇, 〇〇〇 円)
主な工事 内容	外壁の塗装、システムキッチン交換
添付書類 (必須)	① 工事内訳書 (区指定様式のもの) ② 工事箇所写真 (工事前後、日付入りのもの ※1) ※1 外から確認出来ないものは「工事中の写真」も添付すること

住まい改修助成以外の制度を
申請している場合には記入してください。

※今回の改修工事で、下記の制度を申請しています。

助成制度の名称	助成対象工事内容	申請額
高齢者住宅改修 助成事業	トイレの改修	〇〇〇, 〇〇〇

⑫ 写真台帳

工事内訳書

(第7条関係)

工事発注者氏名 北 区 太郎 様

※工事内訳書については、指定様式に記載してください。
(自社書式（見積書等）は不可）

[illegible]

◆ 惠州行

- ・「名称」には、「〇〇工事一式」とは記載しないでください。
- ・内訳書欄が足りない場合は、「工事内訳書No.2」を参考に別紙にて添付してください。その際、内訳計※には、全小計の合計金額を記載してください。

※用紙が不足の場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

ページ数 /

工事対象	〒114-8508
------	-----------

住宅住所
北區 王子本町1-15-22

発注者 氏名	北区 太郎
-----------	-------

工事箇所:	
-------	--

※「別紙添付」と本台帳に記載し、別紙に任意様式のものを書いて可

工事前の写真

工事後の防蟻（蟻の侵入防止）
工事中の防蟻（蟻の侵入防止）

内訳計に税率を掛け、小数点以下を切り捨てたものが消費税額になります。

場合によっては工事中

施工者の方へご注意ください！！（必ずお読みください）

1. 工事内訳書にあった、工事前後の日付入りの写真が必ず必要となります。写真がない場合は助成対象となりません。
2. 内装、外装及び床面等、工事後隠れてしまう断熱材等の工事の場合は、必ず【工事中】の写真を添付してください。
3. 工事内訳書の対象箇所について、すべての写真を添付してください。写真の添付のないものは、【助成対象外】になります。
4. 工事前中後の写真（日付入り）については、施工が分かるように、できるだけアングルで鮮明に撮影したものを添付してください。
5. 工事証明書の工事金額と消費税額、工事内訳書の合計と消費税額及び領収書の記載額はすべて一致させてください。



《問い合わせ先》

北区まちづくり部住宅課 住宅計画係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22(第1庁舎7階3番)

電話 3908-9201